

お知らせ

ETC車載器新規導入助成台数について

財団法人高速道路交流推進財団が、平成21年3月12日(木)から実施しておりますETC車載器新規導入助成事業の助成台数について、下記の通り決定しましたので、お知らせします。

◆助成台数

四輪車は累計台数が95万台に達するまで、二輪車は累計台数が5万台に達するまで実施します。
平成21年3月31日(火)の受付が終了した時点で上記台数に達していない場合、平成21年4月以降に、四輪車、二輪車とも助成台数がそれぞれの累計台数に達するまで、本助成を実施します。
なお、平成21年3月31日(火)の受付が終了するまでは、上記台数を超えていても本助成を実施します。
※累計台数とは、平成21年3月12日(木)からの助成台数の累計を指します。

(参考)

1. 助成対象及び助成方法

助成実施期間中に、申し込みを行い、下記の条件を全て満たされた方に、その場で助成(割引)いたします。

- ① 各地域の「四輪車ETC車載器新規導入助成取扱店」及び「二輪車ETC車載器新規導入助成取扱店」で新規のETC車載器を購入又はリース契約し、セットアップされた方
- ② ETC 車載器新規導入に係る費用から助成金を割り引いた残額を、2年以上の契約期間かつ2回以上の、分割又はリース契約で支払いされる方、又は助成金を割り引いた後、当該費用に残額がない場合、ETC車載器を2年以上使用して頂ける方
- ③ 申し込み時にアンケートにお答え頂ける方

※ ETC 車載器新規導入に係る費用とは、「ETC 車載器本体価格＋セットアップ料金」、又は「ETC 車載器本体価格＋セットアップ料金＋取付料金」を指します。

※ 取扱店は下記のホームページに掲載します。(取扱店の情報は、随時更新します)

2. 助成金の額

四輪車用 ETC 車載器新規導入に係る費用(税込み)のうち、1台あたり5,250円を助成します。

二輪車用 ETC 車載器新規導入に係る費用(税込み)のうち、1台あたり15,750円を助成します。

※ETC 車載器新規導入に係る費用(税込み)が、助成金の額を下回る場合は、ETC 車載器新規導入に係る費用を助成額とします。

3. お客様問い合わせ窓口

財団法人高速道路交流推進財団 ETC車載器新規導入助成事務局

TEL : 四輪車用 03-5840-5266

二輪車用 03-5840-5277

URL : <http://www.etcjyosei.com>

〔 平日 9時～18時
土日祝日 10時～18時 〕

お問い合わせ先

(マスコミ専用) 財団法人高速道路交流推進財団 総務部 TEL:03-5804-1081